# いちご会会さちぎ国体

第77回国民体育大会 夢を感動へ。感動を未来へ。2022

# 第77回国民体育大会日光市実行委員会第2回総会















日時:令和2年5月

場所:書面会議

# 目 次

〈報告事項〉	
報告第1号	第77回国民体育大会日光市実行委員会委員、役員及び参与の変更・・P 1
報告第2号	第77回国民体育大会日光市競技会開催推進総合計画・・・・・・P 3
報告第3号	第77回国民体育大会日光市実行委員会専門委員会規程・・・・・・P 5
報告第4号	第77回国民体育大会日光市実行委員会事務局規程の改正・・・・・P 7
〈審議事項〉	
議案第1号	第77回国民体育大会日光市実行委員会2019年度事業報告・・・・・P 9
議案第2号	第77回国民体育大会日光市実行委員会2019年度収支決算・・・・・P 10
議案第3号	第77回国民体育大会日光市実行委員会2020年度事業計画(案)・・・・P 11
議案第4号	第77回国民体育大会日光市実行委員会2020年度収支予算(案)・・・・P 12
【参考資料】	
参考資料1	第77回国民体育大会日光市実行委員会名簿・・・・・・・・ ·P 13
参考資料2	第77回国民体育大会日光市実行委員会専門委員会名簿・・・・・・P 17
参考資料3	第77回国民体育大会日光市実行委員会事務局規程・・・・・・P 20

参考資料4 第77回国民体育大会日光市実行委員会会則・・・・・・・・P 25

# 第77回国民体育大会日光市実行委員会委員、役員及び参与の変更

第77回国民体育大会日光市実行委員会会則 第8条第1項、第3項及び第9条第5項の規定に基づき、第77回国民体育大会日光市実行委員会委員、役員及び参与の変更について、次のとおり報告します。

#### 【副会長】会則第6条第2項

No.	機関・関係団体等名	役職名		後信	£者			前任	£者	
1	日光市議会	議長	生	井	_	郎	斎	藤	伸	幸

#### 【常任委員】会則第6条第2項

No.	機関・関係団体等名	<b>犯胎</b> 力		44.1	T ±			24.1	T ±	
$\vdash$		役職名		後任者			前任者			
1	日光市議会	副議長	小力	人保	光	雄	齋	藤	文	明
2	日光市議会総務常任委員会	委員長	和	田	公	伸	筒	井		巌
3	日光市議会民生教育常任委員会	委員長	Л	村	寿	利	青	田	兆	史
4	日光市議会観光産業常任委員会	委員長	瀬	高	哲	雄	荒	Ш	礼	子
5	日光市今市ブロック小学校体育連盟	副会長	岡	本		穂	湯	澤	美色	左江
6	日光地区中学校体育連盟	会長	大	堀		円。	若	林	浩	幸
7	栃木県高等学校体育連盟中部支部	今市高校校長	梅	澤	圭	子	大	崎	逸	夫
8	日光市校長会	会長	阳	美	浩	_	大	塩		昇
9	栃木県高等学校校長会	今市工業高校校長	寺	田		滋	塩	澤	好	和
10	一般社団法人日光青年会議所	理事長	Щ	田		孝	廣	田	博	弥
11	日光市観光推進協議会交通部会	部会長	佐	藤	正	人	Щ	越	秀	克
12	日光市観光推進協議会ガイド部会	部会長	伊	東		剛	佐	藤	正	人
13	日光市PTA連絡協議会	監事	本	田	浩	之	塩	生	康	幸
14	日光市地域振興部	部長	高	橋	敏	明	鈴	木	伊	之
15	日光市観光経済部	部長	Щ	越	秀	克	田	中	宏	充
16	日光市教育委員会事務局	教育次長	鈴	木	伊	之	Ш	田	盛	雄
17	日光市消防本部	消防長	赤	松	孝	之	斎	藤	信	義

#### 【委員】会則第4条第2項

	EDGD CE PROVINCE AND									
No.	機関・関係団体等名	役職名		後任	£者			前任	£者	
1	上都賀農業協同組合日光営農経済センター	米麦畜産課長	石	石岡正5			吉	原	芳	信
2	日本郵便株式会社日光東郵便局	局長	吉高	新神	秀	行	森	田		久
3	東京電力パワーグリッド株式会社栃木北支社	涉外担当部長	峯	岸	知	法	須	藤	和	義
4	日光交通安全協会	副会長	高	Щ	浩	之	小久	、保	均	_
5	日光市防犯協会	塩野室支部長	齌	藤		崇	池	田	雄	_
6	日光市消防団連合会	会長	柏	木		栄	小	栗		功
7	日光市障がい者の会	会長	柳	田	友	_	吉	田	威	男

#### 【監事】会則第6条第3項

No.	機関・関係団体等名	役職名	後任者			前任者				
1	日光市	会計管理者	新	井	弘	美	井	澤	雷	

# 【参与】会則第9条第2項

No.	機関・関係団体等名	役職名		後任	£者		前任者			
1	日光市議会	議員	青	田	兆	史	Ш	村	寿	利
2	日光市議会	議員	荒	开	礼	子	瀬	高	哲	雄
3	日光市議会	議員	齌	藤	文	明	小久	、保	光	雄
4	日光市議会	議員	筒	井		巌	和	田	公	伸
5	日光市議会	議員	斎	藤	伸	幸	生	井	_	郎
6	栃木県日光土木事務所	所長	林			真	影	Щ	晃	弘
7	栃木県今市警察署	署長	生日	日目	謙	-	早	藤	晴	樹
8	栃木県日光警察署	署長	有	馬	靖	弘	細	田	孝	
9	日光山輪王寺	門跡	石	塚	慈	雄	小	暮	道	樹
10	株式会社下野新聞社日光今市総局	総局長	岡	田	優	子	斎	藤	美利	口子
11	株式会社下野新聞社日光支局	支局長	岩	崎	駿	祐	長		茂	男
12	株式会社毎日新聞社宇都宮支局	支局長	玉	井	滉	大	花野	拼		誠

#### 第77回国民体育大会日光市競技会開催推進総合計画

#### 1 趣旨

第77回国民体育大会日光市競技会の開催に向けて取組むべき主な内容及び設置すべき組織等について、年次別・分野別に計画を示すことにより、開催の推進を図るものとする。

#### 2 開催推進総合計画の概要

- (1) 年度・逆年(開催○年前)
- (2) 開催手続
- (3) 準備組織(栃木県・日光市・各競技団体)
- (4) 実行委員会に係る組織等
  - ① 実行委員会組織
  - ② 全体計画
  - ③ 専門委員会
- 3 年次計画 次ページのとおり

#### 4 その他

本計画は、原則として開催年度まで毎年度見直すものとする。ただし、必要が生じた場合は、それ以外の場合でも適宜見直しを行う。

第77回国民体育大会日光市競技会開催推進総合計画 年次計画 平成30年度(2018) 令和元年度(2019) 令和2年度(2020) 令和3年度(2021) 平成29年度(2017) 令和4年度(2022) 本大会(開催1年前) 本大会(開催4年前) 本大会決定(開催3年前) 本大会(開催2年前) 逆年(開催〇年前) 本大会内定(開催5年前) 本大会(開催年) 冬季大会決定(開催3年前) 冬季大会(開催1年前) 冬季大会(開催2年前) 冬季大会(開催年) 文科省·日体協視察(本) 開催手続 開催申請書提出 中央競技団体視察(本) 決定書受領(会期決定) 国体準備室(H26~) 栃木県 国体局(3課) 事務局 スポーツ振興課所管 国体担当(1名) 国体推進室(3名) 国体推進室組織拡大 廃止 備組織 庁内推進本部 日光市 庁内 推進連絡会議 大会実施本部 散 専門部会 各競技団体 競技役員養成の推進 競技運営 準備委員会発足 解散 総 会 設立総会 実行委員会発足(総会) 総会 総会 総会 第1回総会 常任委員会 実行委員会組織 総務企画専門委員会 散 宿泊輸送専門委員会 競技式典専門委員会 推進体制整備 全体計画 日光市競技会開催方針 開催推進総合計画策定 年次計画策定 基本方針(県) 文化PG 文化プログラム実施計画・実施要領・募集(県)に基づき調査・検討・募集等 文化プログラム実施 総合案内 基本方針(県) 案内所·休憩所·売店設置要項策定 案内所等設置的 案内所等設置 基本方針·基本計画(県) 県連携事業・懸垂幕・ノベルティ・広報誌など活用した広報の実施 第 広報 国 広報事業の実施 総 基本計画策定 民 務 体 企 募金・協 協賛取扱要項作成 協賛活動 民 県民運動基本方針・基本計画 体 ホランティアの募集・養成など 市民運動 基本 実施計画策定 ボランティア募集要項策定 会 おもてな し サ 基本 実施計画策定 おもてなしの準備等 おもてなし実施 冬季大会(令 ル 大 基本方針・基本計画(県) 県配宿計画[協力] 宿泊 官泊施設等基礎調查[協力 第2次基礎調査[協力] 基本計画策定 第3次基礎調査[協力] 令 実行委員会 標準献立普及実施要領(県 標準献立普及訓 標準献立作成方針(県) 四 基本方針・基本計画(県 冬事·衛生対策各種要領(県 医事 衛生基本計画策定 防疫対策·環境衛生対策·食品衛生対策各実力 年 医事·律 生 医事·衛生対 宿 医療救護基本計画策定 医療救護実施要領策定 泊 月 送 基本方針·基本計画(県) 業務指針(県) 開閉会式輸送実施計画(県) 輸送·交 通 委員会 基礎調査(県) 月 全国輸送基礎調査(県) 全国輸送計画・会場地輸送調整(県) 基本計画策定 実施要領策定 輸送・交通準備 輸送実施 警備・消 基本方針·基本計画(県) 警備·防災基本計画策定 消防防災·警備業務実施要領策》 警備·防災対 情報通信 基本方針(県) 基本計画(県) 通信業務要項 通信業務実施的 通信業務実施 競技運営基本方針(県) 競技運営実施要項 競技運営基本計画 競技別プログラム等 デモスポ 方針・競技選定(県) 競技運営準備 競技会会場管理運営要項 競技運営 記録業務基本方針(県) 記錄業務基本計画(県) 記録関係業務運営要項(県) 業務準備 記録本部 競技役員等養成基本計画(県) 競技役員養成事業(県) 役員等編成要項 (県)競技役員制 監督者会議 小大会開催基準要項(県) 3 **小大会開催基本計画** リハ大会実施本部 競 技 基本方針(県) 整備計画(県) 式 第2次調査(県) 競技用具整備の推進(県) 競技用具 競技用具整備要項 基本方針·基本構想(県) 基本計画(県) 競技会式典準備 競技会式典集 式典 炬火イベント実施計画策定 炬火イベント実施準備等 炬火イベント実施 競技整備基本方針(県) 競技施設整備の推進 競技·施 国体競技施設基準(県) 市実施計画·予算措置 競技施設整備計画(県1 R2市実施計画·予算措置 R3市実施計画·予算措置 74市実施計画・

# 第77回国民体育大会日光市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第77回国民体育大会日光市実行委員会会則(平成30年12月19日制定)第14条第3項の規定に基づき、第77回国民体育大会日光市実行委員会専門委員会(以下「専門委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の種類等)

第2条 専門委員会の種類並びに第77回国民体育大会日光市実行委員会常任 委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

- 第3条 専門委員会に次の役員を置く。
  - (1) 委員長 1名
  - (2) 副委員長 若干名
- 2 委員長及び副委員長は、専門委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、 あらかじめ委員長の指名した副委員長がその職務を代理する。

(会議)

- 第4条 専門委員会は、委員長が必要と認めたときに招集し、委員長が議長となる。
- 2 専門委員会の議事は、出席した専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

- 第5条 専門委員会は、運営上必要があるときは部会を設けることができる。
- 2 部会は、委員長が委嘱した者(以下「部会委員」という。)をもって構成する。
- 3 第3条並びに前条第1項及び第2項の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

#### (委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、委員長及び部会長が別に定める。

#### 附則

#### (施行期日)

この規程は、令和元年9月24日から施行する。

#### 別表(第2条関係)

常任委員会から専門委員会への付託事項及び委任事項

	江安貝式パウザ门女貝式「ツバル	11年7天人 0 女 圧 手 ス
委員会名	付託事項	委任事項
総務企画	1 総務企画に関すること	左記付託事項のうち事業の実施に
専門委員会	2 広報及び市民運動に関すること	関すること
	3 観光・おもてなしに関すること	
	4 他の専門委員会に属さない事項	
	に関すること	
宿泊輸送	1 宿泊及び配宿計画に関すること	左記付託事項のうち事業の実施に
専門委員会	2 環境衛生及び食品衛生に関する	関すること
	こと	
	3 医療救護に関すること	
	4 輸送・交通に関すること	
	5 警備・消防に関すること	
	6 その他宿泊、医事・衛生、輸送・	
	交通、警備・消防に関すること	
競技式典	1 競技会の運営に関すること	左記付託事項のうち事業の実施に
専門委員会	2 競技会の役員・用具に関すること	関すること
	3 式典の企画運営に関すること	
	4 競技施設等の整備に関すること	
	5 その他競技式典に関すること	

# 第77回国民体育大会日光市実行委員会事務局規程の一部改正について

 現
 改
 正
 案

 〇第77回国民体育大会日光市実行委員会事務局規程
 〇第77回国民体育大会日光市実行委員会事務局規程

#### 第1章 総則

(職員)

- 第4条 事務局に事務局長<del>、事務局次長</del>及び事務局員を置き、それぞれ次に掲げる日光市教育委員会事務局職員をもって充てる。
  - (1) 事務局長 日光市教育委員会事務局<del>スポーツ振興課</del>
  - (2) 事務局次長 日光市教育委員会事務局スポーツ振興 課国体推進室長
  - (3) 事務局員 日光市教育委員会事務局スポーツ振興課 国体推進室職員
- 2 前項の職員のほか、必要に応じ、事務局に非常勤職員、 臨時職員等を置くことができる。
- 3 前2項の職員(以下「職員」という。)は、実行委員会 会長(以下「会長」という。)が任免する。 (職務)
- 第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を総括し、職員を指揮監督する。
- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、上司の命を受け、部

第1章 総則

(職員)

- 第4条 事務局に事務局長 及び事務局員を置き、それぞれ次に掲げる日光市教育委員会事務局職員をもって充てる。
  - (1) 事務局長 日光市教育委員会事務局国体推進課長

- (2) 事務局員 日光市教育委員会事務局国体推進課職員
- 2 前項の職員のほか、必要に応じ、事務局に非常勤職員、 臨時職員等を置くことができる。
- 3 前2項の職員(以下「職員」という。)は、実行委員会 会長(以下「会長」という。)が任免する。

(職務)

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を総括 し、職員を指揮監督する。 下の職員を指揮監督し、所掌事務を整理し、事務局長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

#### 第2章 決裁

(代決)

- 第9条 会長が不在のときは、会長があらかじめ指名する副 会長が代決することができる。
- 2 事務局長が不在のときは、事務局次長が代決することができる。

2 事務局員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

#### 第2章 決裁

(代決)

第9条 会長が不在のときは、会長があらかじめ指名する副 会長が代決することができる。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

# 第77回国民体育大会日光市実行委員会 2019年度事業報告

#### 1 会議等の開催

会議名	開催日	場所	内 容
			【報告】委員及び顧問の委嘱
			委員、役員及び参与の変更
			事務局規定
			冬季大会開催決定
準備委員会第2回総会	5月23日	日光市役所本庁舎	デモスポ実施競技内定
		4階 委員会室	【審議】役員の専任
	1		2018年度事業報告及び収支決算
			2019年度事業計画(案)
			2019年度収支予算(案)
			【報告】委員、役員及び参与の変更
準備委員会第3回総会	9月24日	日光市役所東庁舎	本大会の開催地及び会期の決定
1 111 21 21 21 21 21 21 21 21 21 21 21 2	071311	3階 第3・第4会議室	冬季大会会期及び会場地
			【審議】実行委員会設置に伴う会則の改正
第1回総会	9月24日	日光市役所東庁舎	【審議】競技会開催方針の改正
214 - 1-1/19-27	0,,117	3階 第3・第4会議室	常任委員会への委任事項
		日光市役所東庁舎	【説明】常任委員会の役割
第1回常任委員会	9月24日	3階 第3・第4会議室	【審議】競技会開催推進総合計画
			専門委員会規定

#### 【参考】

#### 1 広報啓発

イベント名	開催日	場所	内 容
いちご一会ダンス講習会	8月11日	栃木県北体育館	国体PRいちご一会ダンスの習得
24時間バレーボール大会	9月7日	日光市大沢体育館	県広報ボランティアを活用した国体PRの実施
本大会開催3年前イベント	11月4日	オリオンスクエア	PRブースの出店(市・県ホッケー協会)
冬季大会開催2年前イベント	1月26日	ニコニコ本陣	式典、体験ブース等設置

#### 2 先催市視察等

視察先	視察日	場所	内 容
茨城県ひたちなか市	8月18日	勝田駅前	炬火イベント視察
鹿児島県薩摩川内市	9月15日~17日	丸山自然公園他	ホッケー競技リハーサル大会視察
茨城県東海村他	9月29日~10月7日	各競技会場	茨城国体視察(ホッケー、ボクシング、軟式野球)
茨城県東海村他	12月19日~20日	水戸市、城里町、東海村	茨城国体事業概要説明会(ホッケー、ボクシング、軟式野球)
茨城県牛久市	1月16日	牛久市	茨城国体事業概要説明会(軟式野球)

#### 第77回国民体育大会日光市実行委員会 2019年度収支決算

収入額 2,310,253 円

支出額 977, 241 円

差引額 1,333,012円(2020年度へ繰越)

#### 1 収 入

科	目	予 算 額	決 算 額	差引	備考
負	担 金	2, 300, 000	2, 300, 000	0	日光市負担金
繰	越金	10, 240	10, 240	0	前年度繰越金
雑	入	760	13	▲ 747	預金利息
合	計	2, 311, 000	2, 310, 253	▲ 747	

#### 2 支 出

科目	予 算 額	決 算 額	差 引	備考
事 業 費	2, 075, 000	791, 845	1, 283, 155	
会 議 費	77, 000	56, 842	20, 158	準備委員会第3回総会 実行委員会第1回総会・常任委員会
広報宣伝費	1, 360, 000	177, 880	1, 182, 120	児童・生徒用啓発グッズデザイン料他
調査費	638, 000	557, 123	80, 877	鹿児島国体リハーサル大会視察調査 茨城国体視察調査 冬季国体(八戸)視察調査 事務費 他
事務局費	236, 000	185, 396	50, 604	茨城国体事業概要説明会 事務費 他
合 計	2, 311, 000	977, 241	1, 333, 759	

#### 監査報告書

第77回国民体育大会日光市実行委員会2019年度収支決算について、関係書類及び預金通帳を基に監査を実施したところ、収支とも適正に処理されていましたので報告いたします。 令和2年5月13日

第77回国民体育大会日光市実行委員会監事

第77回国民体育大会日光市実行委員会監事

星野 新井



# 第77回国民体育大会日光市実行委員会 2020年度事業計画

#### 1 会議等の開催

会議名	開催日	場所	内 容			
第2回総会	5月	書面会議	【報告】委員等の変更			
			競技会開催推進総合計画			
			専門委員会規程			
			事務局規程の改正			
			【審議】2019年度事業報告			
			2019年度収支決算			
			2020年度事業計画(案)			
			2020年度収支予算(案)			
常任委員会	適宜	未定	【審議(予定)】総会からの委任事項			
			専門委員会への付託事項			
専門委員会	適宜	未定	【審議(予定)】常任委員会からの付			
			託事項			

#### 2 開催準備業務

- (1) 広報啓発
- (2) 県準備委員会との連絡調整
- (3) 競技団体との連絡調整
- (4) 各種調査

# 第77回国民体育大会日光市実行委員会 2020年度収支予算

#### 1 収 入

科目	予 算 額		備	考	
負 担 金	8, 000, 000	日光市負担金			
繰 越 金	1, 333, 012	前年度繰越金			
雑 入	988	預金利息等			
合 計	9, 334, 000				

#### 2 支 出

	科目			予算額	備  考
事	業	費	ł	8, 192, 000	
会	議		費	116, 000	第2回総会等
広	報宣	伝	費	600, 000	 
調	查		費	7, 476, 000	本大会・冬季大会実施に係る設計業務委 託 等
事	務  后	5	費	1, 142, 000	事務費等
合		計		9, 334, 000	

# 参考資料

28

# 第77回国民体育大会日光市実行委員会名簿

#### 【会長】会則第6条第1項

No.	区 分	機関・関係団体等名	役職名	氏 名
1		日光市	市長	大 嶋 一 生

#### 【副会長】会則第6条第2項

No.	区 分	機関・関係団体等名	役職名		氏	名	
1	市議会代表	日光市議会	議長	生	井	_	郎
2	産業・経済関係	日光商工会議所	会頭	相	良	芳	隆
3	観光・宿泊関係	一般社団法人日光市観光協会	会長	八才	マ澤	哲	男
4	スポーツ関係	日光市スポーツ協会	会長	齋	藤	智	明
5	社会団体関係	日光市自治会連合会	会長	髙	槗		務
6	市代表	日光市	副市長	上	中	哲	也
7	1111 / 28	日光市教育委員会	教育長	齋	藤	孝	雄

#### 【常任委員】会則第6条第2項

No.	区 分	機関・関係団体等名	役職名		氏	名	
1		日光市議会	副議長	小な	人保	光	雄
2	市議会代表	日光市議会総務常任委員会	委員長	和	田	公	伸
3	川成立八公	日光市議会民生教育常任委員会	委員長	Ш	村	寿	利
4		日光市議会観光産業常任委員会	委員長	瀬	高	哲	雄
5	-	日光市スポーツ推進審議会	会長	大	島	サ	ワ
6		日光市スポーツ推進委員協議会	会長	吉	原	徳	人
7	スポーツ関係	日光市レクリエーション協会	会長	篠	原	幹	男
8	スペーク 関係	日光市今市ブロック小学校体育連盟	副会長	岡	本	_	穂
9		日光地区中学校体育連盟	会長	大	堀		円
10		栃木県高等学校体育連盟中部支部	今市高校校長	梅	澤	圭	子
11	50	栃木県ホッケー協会	理事長	青	木	_	明
12		栃木県ボクシング連盟	会長	船	田		元
13	競技団体	一般財団法人栃木県野球連盟	専務理事	渡	邉	起	祐
14		栃木県スケート連盟	会長	星	野		仁
15		栃木県アイスホッケー連盟	副会長	丸	茂		博
16		日光市校長会	会長	阳	美	浩	_
17	学校関係	日光市幼稚園連合会	今市中央幼稚園副園長	大	島		裕
18		栃木県高等学校校長会	今市工業高校校長	寺	田		滋
19		一般社団法人日光青年会議所	理事長	Щ	田		孝
	産業・経済	東日本旅客鉄道株式会社日光駅	駅長	荒	浪	澄	人
21	運輸・通信関係	東武鉄道株式会社日光・鬼怒川エリア営業推進部	部長	浜	田	晋	-
22		日光市観光推進協議会交通部会	部会長	佐	藤	正	人
23		日光温泉旅館協同組合	代表理事	赤	澤		正
24	観光・宿泊関係	鬼怒川・川治温泉旅館協同組合	理事長	庄	田	哲	康
25	明儿 1日1日1天1小	日光市観光推進協議会ホスピタリティ推進部会		赤	羽	健	次
26		日光市観光推進協議会ガイド部会	部会長	伊	東		剛

27		上都賀郡市医師会北部地区医師団	団長	木	村	安	志
28	医療関係	一般社団法人日光歯科医師会	会長	小	林	幸	雄
29		一般社団法人日光市薬剤師会	総務委員	和	貝	直	亮
30		社会福祉法人日光市社会福祉協議会	評議員	齋	藤	公	男
31		日光市老人クラブ連合会	副会長	太	田	啓	Ξ
32		日光市女性団体連絡協議会	会長	相	模	多惠	<b>京子</b>
33	九人口比明成	日光市地域婦人連絡協議会	副会長	塚	越	八重	往子
34	社会団体関係	日光市PTA連絡協議会	監事	本	田	浩	之
35		日光市子ども会連絡協議会	会長	高	橋	裕	司
36	×	日光市文化協会	会長	和	久	文	子
37	1	日光市国際交流協会	会長	馬	場	和	子
38		日光市企画総務部	部長	近	藤		好
39		日光市財務部	部長	安	西	義	治
40		日光市地域振興部	部長	高	橋	敏	明
41		日光市市民環境部	部長	石	JII	良	則
42		日光市健康福祉部	部長	矢	嶋	尚	登
43	市代表	日光市観光経済部	部長	山	越	秀	克
44		日光市建設部	部長	北	Щ	誠	司
45		日光市上下水道部	部長	鈴	木	秀	_
46		日光市教育委員会事務局	教育次長	鈴	木	伊	之
47		日光市議会事務局	局長	江	藤		隆
48		日光市消防本部	消防長	赤	松	孝	之

#### 【委員】会則第4条第2項

【女员】 云则为"不为"之内									
No.	区 分	機関・関係団体等名	役職名		氏	名			
1		日光市スポーツ指導者協議会	副会長	深	海	久	雄		
2	っぱ. い目伝	日光市スポーツ少年団本部	副本部長	細	井		尚		
3	スポーツ関係	一般財団法人日光市公共施設振興公社	代表理事	阿夕	津		正		
4		公益財団法人栃木県体育協会今市青少年スポーツセンター	所長	古	口	英	夫		
5	**++	日光市ホッケー協会	副会長	羽	瀬		廣		
6	競技団体	日光市野球連盟	会長	塩	生	勇	_		
7		足尾町商工会	商工会長	菅	沼		清		
8		今市商店会連合会	副会長	柴	田	喜	男		
9		日光市商店連合会	副会長	小	野		修		
10	産業・経済	上都賀農業協同組合日光営農経済センター	米麦畜産課長	石	岡	正	史		
11	運輸・通信関係	一般社団法人栃木県建設業協会日光支部	支部長	柴	田	政	之		
12		日本郵便株式会社日光東郵便局	局長	吉高	有神	秀	行		
13		東日本電信電話株式会社栃木支店	理事栃木支店長	長名	部	周	彦		
14		東京電力パワーグリッド株式会社栃木北支社	涉外担当部長	峯	岸	知	法		
15		栃木県食品衛生協会今市支部	支部長	亀	田	祐	司		
16	観光・宿泊関係	日光市健康づくり推進員連絡協議会	会長	福	田	正	子		
17		公益社団法人栃木県栄養士会県西支部	監事	清	水	知是	息子		
18	医療関係	公益社団法人栃木県看護協会県西地区支部	理事	駒	場	悦	子		

19		日光交通安全協会	副会長	高	Щ	浩	之
20	警備・消防関係	今市地方交通安全協会	会長	高机	艮沢		_
21		日光市防犯協会	塩野室支部長	齌	藤		崇
22		日光市消防団連合会	会長	柏	木		栄
23	-1	大沢地区自治会長会	会長	久富	【木		學
24		日光地域自治会長会	会長	岸	野		稔
25		日光市協働のまちづくり推進協議会	会長	小	林	泰	進
26	社会団体関係	日光市福祉ボランティア団体協議会	会長	黒	Ш		貢
27	4	日光市障がい者の会	会長	柳	田	友	-
28		日光市青少年健全育成連絡協議会	会長	竹之	之内	正	義
29		ボーイスカウト今市第2団	ボーイスカウト隊隊長	星	野	典	雄

#### 【監事】会則第6条第3項

No.	区分	機関・関係団体等名	役職名	氏名			
1	市代表	日光市	代表監査委員	星	野	保	治
2	1111 (30	日光市	会計管理者	新	井	弘	美

# 【顧問】会則第9条第2項

No.	区 分	機関・関係団体等名	役職名		氏	名	
1	県議会議員	栃木県議会	議員	阳	部	博	美
2	<b>炉</b> 成五 成 貝	栃木県議会	議員	加	藤	雄	次

#### 【参与】会則第9条第2項

No.	区 分	機関・関係団体等名	役職名		氏	名	
1		日光市議会	議員	青	田	兆	史
2		日光市議会	議員	亀	井	崇	幸
3		日光市議会	議員	荒	Щ	礼	子
4	,	日光市議会	議員	山	越	=	治
5		日光市議会	議員	斎	藤	久	幸
6		日光市議会	議員	粉	Ш	昭	-
7		日光市議会	議員	福	田	悦	子
8		日光市議会	議員	阿	部	和	子
9		日光市議会	議員	佐	藤	和	之
10	市議会議員	日光市議会	議員	齋	藤	文	明
11		日光市議会	議員	筒	井		巌
12		日光市議会	議員	田	村	耕	作
13		日光市議会	議員	伊	澤	正	男
14		日光市議会	議員	齊	藤	正	Ξ
15		日光市議会	議員	斎	藤	伸	幸
16		日光市議会	議員	福	田	道	夫
17		日光市議会	議員	Ц	越	梯	_
18		日光市議会	議員	大	島		浩
19		日光市議会	議員	111	好	國	章

					rt.	-1-0	24.
20		日光市教育委員会	委員	髙	井	孝	美
21		日光市教育委員会	委員	手	塚	美智	<b>引雄</b>
22		日光市教育委員会	委員	池	田	由身	<b>美子</b>
23		日光市教育委員会	委員	藤	本	亮	純
24		日光市教育委員会	委員	速	水	茂	希
25		栃木県日光土木事務所	所長	林			真
26	月間板	栃木県道路公社	副理事長	岡	田	孝	
27	- 県関係	栃木県今市警察署	署長	生日	目目	謙	
28		栃木県日光警察署	署長	有	馬	靖	弘
29		日光東照宮	宮司	稲	葉	久	雄
30	社寺関係	日光山輪王寺	門跡	石	塚	慈	雄
31	1	日光二荒山神社	宮司	中	麿	輝	美
32		株式会社栃木放送	代表取締役社長	大	塚	幹	夫
33		株式会社エフエム栃木	代表取締役社長	香	Л	眞	史
34		日本放送協会宇都宮放送局日光支局	記者	海君	学原		忠
35		株式会社産業経済新聞社宇都宮支局	記者	根	本	和	哉
36		株式会社下野新聞社日光今市総局	総局長	岡	田	優	子
37	報道関係	株式会社下野新聞社日光支局	支局長	岩	崎	駿	祐
38		株式会社とちぎテレビ	記者	近	江	政	仁
39		株式会社毎日新聞社宇都宮支局	支局長	玉	井	滉	大
40		株式会社読売新聞社日光支局	支局長	伊	藤		学
41		一般社団法人共同通信社宇都宮支局	記者	當	木	春	菜
42		東京新聞宇都宮支局	記者	小	Ш	直	人

# 第77回国民体育大会日光市実行委員会総務企画専門委員会委員

#### 【専門委員】会則第14条第1項

No.	区分	機関・関係団体等名	役職名		氏	名	
1	スポーツ関係	日光市スポーツ協会	副会長	柏	木		仁
2		日光市校長会	会長	阿	美	浩	$\equiv$
3	学校関係	日光市幼稚園連合会	今市中央幼稚園副園長	大	島		裕
4		栃木県高等学校校長会	今市工業高校校長	寺	田		滋
5		日光商工会議所	今市事務所長	狐	塚	貴	行
6		足尾町商工会	事務局長	茅	根	由美	€子]
7	  産業・経済関係	今市商店会連合会	副会長	柴	田	喜	男
8	<b>在来</b> 。	日光市商店連合会	副会長	石	原	正	章
9		一般社団法人日光青年会議所	理事長	Щ	田		孝
10		上都賀農業協同組合日光営農経済センター	米麦畜産課長	石	岡	正	史
11		一般社団法人日光市観光協会	事務局長	福	田	栄	仁
12	観光関係	日光市観光推進協議会ホスピタリティ推進部会		赤	羽	健	次
13		日光市観光推進協議会ガイド部会		沼	尾	政	明
14		大沢地区自治会長会	会長	久富	本		學
15		日光地域自治会長会	会長	岸	野		稔
16		社会福祉法人日光市社会福祉協議会	評議員	齌	藤	公	男
17	社会団体関係	日光市福祉ボランティア団体協議会	会長	黒	Ш		貢
18	工工口件人外	日光市老人クラブ連合会	副会長	太	H	啓	Ξ
19		日光市女性団体連絡協議会	会長	相	模	多恵	<b>系子</b>
20		日光市地域婦人連絡協議会	副会長	塚	越	八重	注子
21		日光市PTA連絡協議会	監事	本	田	浩	之
22		日光市企画総務部総合政策課	課長	鈴	木	和	仁
23		日光市企画総務部秘書広報課	課長	手	塚	克	英
24	-	日光市企画総務部人事課	課長	斎	藤	雅	裕
25		日光市財務部財政課	参事兼課長	久	保	吉	幸
26		日光市地域振興部地域振興課	課長	加	藤	聡	司
27		日光市観光経済部観光課	課長	伊	東		剛
28		日光市観光経済部商工課	課長	平		久	明
29		日光市会計課	係長	柳	澤	悦	子

# 第77回国民体育大会日光市実行委員会宿泊輸送専門委員会委員

# 【専門委員】会則第14条第1項

No.	区 分	機関・関係団体等名	役職名		氏	名	
1		東日本旅客鉄道株式会社日光駅	駅長	荒	浪	澄	人
2		東武鉄道株式会社東武日光駅	駅長	阿夕	津	孝	行
3		日光交通株式会社	専務取締役	川	嶋	_	修
4		一般社団法人日光市観光協会	事務局長	福	田	栄	仁
5		日光温泉旅館協同組合	代表理事	赤	澤		正
6	  宿泊関係	鬼怒川・川治温泉旅館協同組合	事務長	作	道	今朝	月夫
7	11日日美水	栃木県食品衛生協会今市支部	支部長	亀	田	祐	司
8		日光市健康づくり推進員連絡協議会	会長	福	田	正	子
9		公益社団法人栃木県栄養士会県西支部	監事	清	水	知息	<b>!</b>
10		上都賀郡市医師会北部地区医師団		岡	村	保	成
11	医療関係	一般社団法人日光歯科医師会	会長	小	林	幸	雄
12		一般社団法人日光市薬剤師会	総務委員	和	貝	直	亮
13		公益社団法人栃木県看護協会県西地区支部	理事兼支部長	駒	場	悦	子
14		日光交通安全協会	副会長	高	山	浩	之
15	  警備・消防関係	今市地方交通安全協会	会長	高机	秋		-
16		日光市防犯協会	塩野室支部長	齋	藤		崇
17		日光市消防団連合会	会長	柏	木		栄
18		栃木県日光土木事務所	管理部長補佐	船	木	晶	夫
19	  県関係	栃木県道路公社	施設管理部長	屋	代	紀	明
20	探げ	栃木県今市警察署	交通課長	篠	原		浩
21		栃木県日光警察署	交通地域課長	安	田		敦
22	市関係	日光市市民環境部生活安全課	課長	佐	藤	正	人
23		日光市市民環境部環境課	課長	常	盤	紀	生
24		日光市健康福祉部社会福祉課	課長	阿ク	(津		稔
25		日光市健康福祉部健康課	課長	大ク	、保	義	文
26		日光市建設部都市計画課	課長	石	田	勝	己
27		日光市上下水道部水道課	課長	泉			満
28		日光市消防本部総務課	課長	沼	野	勝	明

# 第77回国民体育大会日光市実行委員会競技式典專門委員会委員

#### 【専門委員】会則第14条第1項

No.	区 分	機関・関係団体等名	役職名		氏	名	
1		日光市スポーツ協会	副会長	後	藤	正	美
2		日光市スポーツ推進委員協議会	会長	抽	原	徳	人
3		日光市スポーツ指導者協議会	副会長	深	海	久	雄
4		日光市スポーツ少年団本部	副本部長	細	井		尚
5	スポーツ関係	日光市今市ブロック小学校体育連盟	副会長	岡	本	_	穂
6	スポーク 関係	日光地区中学校体育連盟	会長	大	堀		円
7		栃木県高等学校体育連盟中部支部	今市高校校長	梅	澤	圭	子
8		一般財団法人日光市公共施設振興公社	体育第二課長	君	島	瑞	史
9		一般財団法人日光市公共施設振興公社	体育第三課長	濱	田	和	光
10		公益財団法人栃木県体育協会今市青少年スポーツセンター	所長補佐	角	田	光	永
11		栃木県ホッケー協会	事務局	舘	野		修
12		栃木県ボクシング連盟	理事長	伊	澤	源	水
13		一般財団法人栃木県野球連盟	専務理事	渡	邉	起	祐
14	競技団体	栃木県スケート連盟	理事・事務局長	大	橋	通	康
15		栃木県スケート連盟	理事	辻		直	行
16	-	栃木県スケート連盟	理事	岡	本	直	美
17		栃木県アイスホッケー連盟	競技事業委員長	文	挾		淳
18		日光市教育委員会事務局学校教育課	課長	和	気	-	夫
19		日光市教育委員会事務局生涯学習課	課長	川	村	多喜	<b></b>
20		日光市教育委員会事務局スポーツ振興課	課長	村	上	修	
21	市関係	日光市議会事務局議事課	課長	小	又		美
22		日光市選挙管理委員会事務局	事務局長	鶴	見	英	明
23		日光市監査委員事務局	事務局長	柴	田		修
24	:	日光市農業委員会事務局	事務局長	袑	尾	洋	克

#### 第77回国民体育大会日光市実行委員会事務局規程

(平成30年12月19日 制定)

(平成31年3月25日 一部改正)

(令和 元年9月24日 一部改正)

(令和 2年 4月1日 一部改正)

#### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、第77回国民体育大会日光市実行委員会会則(平成30年 12月19日総会議決。以下「会則」という。) 第16条第2項の規定に基づ き、第77回国民体育大会日光市実行委員会(以下「実行委員会」という。) の事務局の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 実行委員会の事務局(以下「事務局」という。)は、日光市教育委員会 事務局内に置く。

(所掌事務)

- 第3条 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。
  - (1) 会則第3条各号に規定する事項の事務処理に関すること。
  - (2) 実行委員会の組織、人事、服務等に関すること。
  - (3) 実行委員会の会議の開催運営に関すること。
  - (4) 実行委員会の事業計画及び事業報告に関すること。
  - (5) 実行委員会の予算及び決算に関すること。
  - (6) その他実行委員会の運営に関し必要な事項に関すること。

(職員)

- 第4条 事務局に事務局長及び事務局員を置き、それぞれ次に掲げる日光市教育委員会事務局職員をもって充てる。
  - (1) 事務局長 日光市教育委員会事務局国体推進課長
  - (2) 事務局員 日光市教育委員会事務局国体推進課職員
- 2 前項の職員のほか、必要に応じ、事務局に非常勤職員、臨時職員等を置くこ とができる。
- 3 前2項の職員(以下「職員」という。)は、実行委員会会長(以下「会長」 という。)が任免する。

(職務)

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を総括し、職員を指揮監督

する。

- 2 事務局員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。 (服務)
- 第6条 職員の服務については、日光市職員服務規程(平成18年日光市訓令第 28号)の例による。

#### 第2章 決裁

(決裁事項)

- 第7条 会長の決裁事項は、次のとおりとする。
  - (1) 総会及び常任委員会の招集に関すること。
  - (2) 総会及び常任委員会に付すべき事項に関すること。
  - (3) 実行委員会の委員、役員、顧問及び参与(以下「委員等」という。)の委嘱に関すること。
  - (4) 実行委員会の規程等の制定改廃に関すること。
  - (5) その他特に重要又は異例であると認められる事項に関すること。 (専決事項)
- 第8条 事務局長は、別表第1に掲げる事項を専決するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、特に重要又は異例であると認められる事項については、上司の決裁を受けなければならない。

(代決)

第9条 会長が不在のときは、会長があらかじめ指名する副会長が代決することができる。

#### 第3章 文書の取扱い

(文書の記号番号等)

- 第10条 文書には、「国日実」の記号及び会計年度による一連番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書については、この限りでない。
- 2 決裁文書には、次の決裁区分を表示しなければならない。
  - (1) 会長の決裁を受けるもの 会長
  - (2) 事務局長の決裁を受けるもの 事務局長 (文書の保存)
- 第11条 処理済の文書は、事務局において編さんし、事務局長が別に定める期間保存しなければならない。
- 2 会則第20条の規定により実行委員会が解散したときは、保存文書は日光 市教育委員会事務局へ引き継ぐものとする。

(準用)

第12条 この章に定めるもののほか、文書の取扱いについては、日光市文書管理規程(平成18年日光市訓令第6号)の例による。

#### 第4章 公印

(公印)

- 第13条 実行委員会の公印の名称、形状、大きさ、書体及び用途は、別表第2 のとおりとする。
- 2 前項の公印は、事務局長が管理する。 (準用)
- 第14条 この章に定めるもののほか、公印の取扱いについては、日光市公印規程(平成18年日光市訓令第4号)の例による。

#### 第5章 財務

(旅費及び費用弁償)

- 第15条 職員の旅費の額及びその支給方法については、日光市職員等の旅費 に関する条例(平成18年日光市条例第53号)の例による。
- 2 実行委員会の委員等が会務のため旅行したときは、その旅費について費用 弁償することができる。この場合において、費用弁償の額及びその支給方法に ついては、日光市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則(平成18年日 光市規則第48号)の例による。
- 3 前2項の規定に関わらず、緊急の場合又はその例により難いものについて は、事務局長が別に定めるところによることができる。

(予算)

- 第16条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。
- 2 事務局長は、予算の議決後に生じた理由に基づき予算に変更を加える必要 がある場合には、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。 (決算)
- 第17条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調製し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。
- 2 会則第18条の規定により監査を受けるときは、収支決算書その他の証拠 書類を監事に提出しなければならない。

(出納員)

第18条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。

2 出納員は、事務局長が事務局員のうちからあらかじめ指名した職員をもって充てる。

(金融機関の指定)

第19条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通じて行うものとする。

(準用)

第20条 この章に定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他の 財務に関する事項については、日光市財務規則(平成18年日光市規則第58 号)その他の日光市の財務に関する規則等の例による。

#### 第6章 補則

(委任)

第21条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な 事項は、会長の承認を得て事務局長が別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成30年12月19日から施行する。

#### 附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

#### 別表第1(第8条関係)

事項								
(1)軽易な通知、申請、届出、照会、回答、報告等に関すること								
(2) 非常勤職員、臨時職員等の服務に関すること								
(3)事務の分担に関すること								
(4)職員及び委員等の旅行命令及び復命に関すること								
(5) 財務に関すること								
①旅費    全部								
②印刷製本費及び消耗品 30万円以下のもの								
③燃料費及び光熱水費 全部								
④修繕料 50 万円以下のもの								
⑤役務費 全部								
⑥委託料 100 万円以下のもの								
⑦使用料及び賃借料 30 万円以下のもの								
⑧工事請負費 500 万円以下のもの								
⑨財産購入 100 万円以下のもの								
⑩備品購入 30 万円以下のもの								
(6)前号以外の軽易な契約等に関すること								
(7)予算の流用及び配当替えに関すること								

# 別表第2 (第13条関係)

名称	形状	大きさ	書体	用途
第77回国民体育大	正方形	24 ミリメー	てん書	会長名をも
会日光市実行委員会		トル		ってする文
会長之印				書

#### 第77回国民体育大会日光市実行委員会会則

(平成30年12月19日 制定) (令和元年9月24日 一部改正)

#### 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、第77回国民体育大会日光市実行委員会(以下「実行委員会」 という。) と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第77回国民体育大会において日光市で開催する競技会(以下「競技会」という。)の円滑な運営に関し、必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

- 第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
  - (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
  - (2) 競技会における実施競技に関すること。
  - (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
  - (4) 競技会の開催及び準備に係る経費に関すること。
  - (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関(以下「関係団体等」という。)との連絡調整に関すること。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、実行委員会の目的達成に必要な事業に関すること。

#### 第2章 組織

(組織)

- 第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。
  - (1) 日光市を代表する者
  - (2) 日光市議会を代表する者
  - (3) 関係団体等を代表する者
  - (4) 前各号に掲げる者のほか、会長が特に必要と認める者 (役員)
- 第5条 実行委員会に次に掲げる役員を置く。
  - (1) 会長

1名

- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 50名以内
- (4) 監事 2名

(役員の選任)

- 第6条 会長は、日光市長をもって充てる。
- 2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。 (役員の職務)
- 第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第13条第7項に掲げる事項を審議し、 決定する。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。 (任期等)
- 第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時にそれぞれ所属していた機関又は関係団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。
- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて 補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

- 第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。
- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。 (報酬及び費用弁償)
- 第10条 委員等並びに顧問及び参与は、無報酬とする。
- 2 委員等並びに顧問及び参与が会務のため旅行したときは、費用弁償として 旅費を支給する。ただし、総会及び常任委員会の出席に要する経費については、

この限りでない。

#### 第3章 会議

(会議の種類)

- 第11条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。
  - (1) 総会
  - (2) 常任委員会
  - (3) 専門委員会

(総会)

- 第12条 総会は、会長及び委員をもって構成する。
- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
  - (1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。
  - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
  - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
  - (4) 予算及び決算に関すること。
  - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
  - (6) 実行委員会の解散及び財産の処分に関すること。
  - (7) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。 ただし、総会に出席できない委員が、あらかじめ通知された事項について、代 理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わる場合は、出席とみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員(代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。)の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。 (常任委員会)
- 第13条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。
- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した

副委員長がその職務を代理する。

- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
  - (1) 総会から委任された事項に関すること。
  - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
  - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
  - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員会から報告があった事項を次の総会に報告する。

(専門委員会)

- 第14条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告する。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任 委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

#### 第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第15条 会長は、総会及び常任委員会(以下「総会等」という。)を招集する いとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、 これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において 報告し、その承認を得なければならない。

#### 第5章 事務局

(事務局)

- 第16条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 第6章 会計

(経費)

第17条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。 (予算及び決算) 第18条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

- 第19条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。
- 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 第7章 解散

(解散)

第20条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときに解散し、解 散時に有する残余財産を処分するものとする。

#### 第8章 補則

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附則

- 1 この会則は、平成30年12月19日から施行する。
- 2 準備委員会の平成30年度における会計年度は、第19条第1項の規定に かかわらず、前項に定める日から平成31年3月31日までとする。

#### 附則

(施行期日)

- 1 この会則は、令和元年9月24日から施行する。
  - (経過措置)
- 2 この会則施行の際現にこの会則による改正前の第77回国民体育大会日光 市準備委員会会則(平成30年12月19日制定。以下次項において「改正 前の会則」という。)により委員、役員、顧問又は参与に委嘱された者は、こ の会則による改正後の第77回国民体育大会日光市実行委員会会則(以下次 項において「改正後の会則」という。)により委嘱されたものとみなす。
- 3 前項の規定によるもののほか、この会則の施行の日の前日までに改正前の 会則の規定によりなされた決定、手続、事務処理その他の行為は、改正後の 会則の相当規定によりなされたものとみなし、これらの行為を引き継ぐもの

とする。

(関係規程の読み替え)

4 この会則施行の際現に制定されている第77回国民体育大会日光市準備委員会事務局規程(平成30年12月19日制定)の規定中「第77回国民体育大会日光市準備委員会」とあるのは「第77回国民体育大会日光市実行委員会」と、「国日準」とあるのは「国日実」と読み替える。